

エコアクション21の認証・登録の手続き と 2017年版ガイドラインへの移行措置

2019年7月17日(水)

エコアクション21地域事務局千葉県環境財団

服部達雄

(エコアクション21審査員)

NPO法人環境カウンセラー千葉県協議会理事

< 本日の講演内容 >

- 1. エコアクション21環境経営システム**
- 2. エコアクション21の特徴・導入メリット**
- 3. エコアクション21認証・登録制度**
- 4. 2017年版ガイドラインへの改訂**
- 5. エコアクション21への取り組み**
- 6. 認証・登録までの流れ**
- 7. 認証・登録の費用**
- 8. 認証・登録のお手伝い**
- 9. 環境省・環境コミュニケーション大賞の紹介**
- 10. まとめ**

エコアクション21環境経営システム

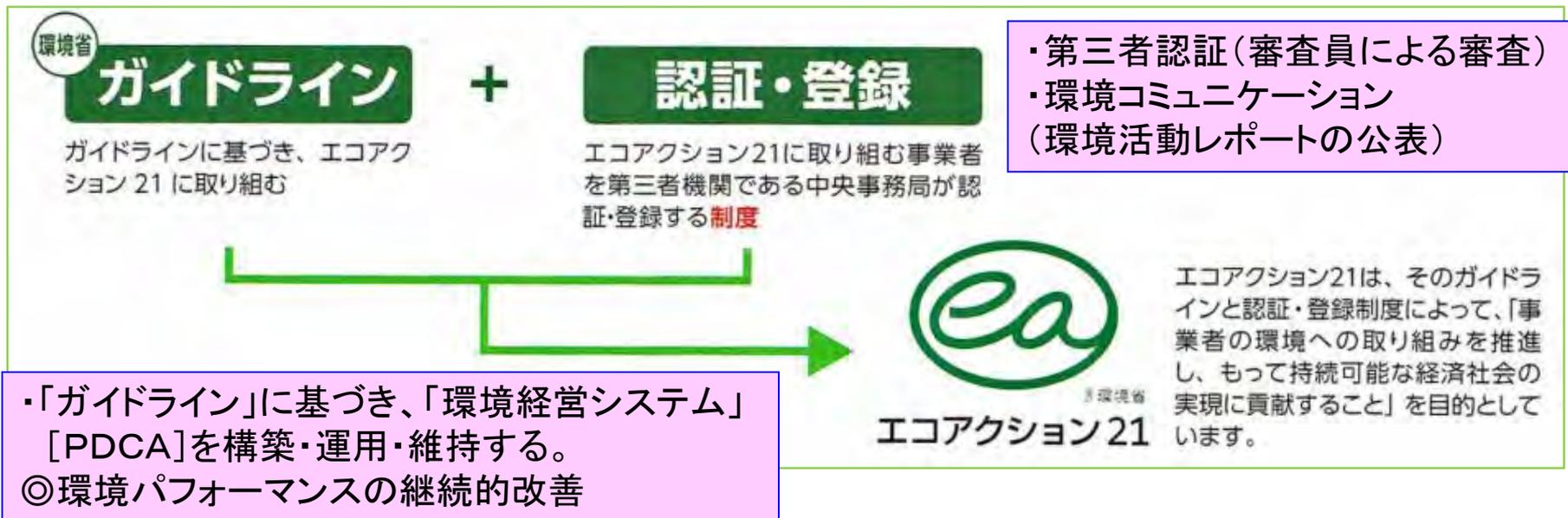
「エコアクション21」(EA21と略称)は、「環境省が策定したガイドライン」に基づいた「環境経営システム」で、大規模事業者から中堅・中小事業者までの幅広い事業者が環境への取り組みを効果的・効率的・継続的に実施することができる大きな特長です。

＜エコアクション21の目的＞

事業者の環境への取り組みを推進し、「持続可能な経済社会」の実現に貢献する。

エコアクション21 認証・登録制度

- 環境省が策定した「エコアクション21ガイドライン」に基づき、
1. 環境への取り組みを適切に実施し、環境経営を進めるための仕組み「環境経営システム」を構築・運用・維持するとともに、
 2. 環境コミュニケーションを行っている事業者、を認証・登録する制度（第三者認証）です。



エコアクション21の特徴

(特徴 1)

中小事業者でも取り組みやすい、
効果的・効率的なPDCA サイクル

[14の取組項目(要求事項)から構成]

(特徴 2)

環境経営レポートの作成・公表による
活発なコミュニケーションと透明性の向上

(特徴 3)

事業者の継続的な改善を支援する仕組み

[スパイラルアップのガイドライン設計・支援]

エコアクション21に取り組むメリット（1）

- （1）**経営力向上，組織の活性化**ができる。
- （2）**様々な顧客からの要望に応える**ことができる。
 - ◎ バリューチェーン全体でコンプライアンス
 - ◎ 地方公共団体
 - ◎ 地域の金融機関
- （3）**取組項目が明確**で，**効果的・効率的**に取組を進めることができる。
- （4）**環境経営レポート**で，**自らの取組を発信**できる。
- （5）**第三者による認証・登録制度**であり，**社会的信頼を高める**ことができる。

エコアクション21に取り組むメリット (2)

- ◆ PDCAにより改善が進む。
 - コストダウン(光熱費、廃棄物処理費、歩留向上等)
 - 製品・サービスへの環境配慮が進む。
 - 従業員の改善への意識が向上

- ◆ リスク管理ができる。
 - コンプライアンス(法規制への確実な対応)
 - 事故・緊急事態への準備・対応

- ◆ 利害関係者とのコミュニケーションが良くなる。
 - サプライチェーンの取り組みに対応
 - 環境経営レポートによる情報公開
 - 顧客・金融機関からの評価
 - 地域の自治体・住民との良好な関係

- ◆ 入札条件での加点、優良事業者制度
 - 自治体による入札時の加点
 - 優良産廃処理業者認定制度
 - 食品リサイクル優良事業者認証・登録制度

エコアクション21 認証・登録制度の運営体制

○エコアクション21中央事務局「持続性推進機構」IPSuS

- ・運営主体(事業者の認証・登録)
- ・認証・登録した事業者の環境活動レポートの公表
- ・エコアクション21の制度運営および普及推進

審査料の收受

[2018.7.5 現在]

○エコアクション21審査員(千葉県 28名/全国 626名)

- ・事業者のガイドラインへの適合性及び有効性の審査
- ・環境への取組に関する指導・助言
- ・エコアクション21の普及活動

審査員の担当期間

○エコアクション21地域事務局「千葉県環境財団」

(全国:48地域事務局(37都道府県))

- ・事業者からの審査申込の受付
- ・審査員の選任
- ・認証・登録の可否の判定
- ・エコアクション21の普及促進および事業者からの相談等の対応

地域事務局の区分

エコアクション21 認証・登録制度

- ◆ 認証・登録期間：2年間
(認証・登録料は2年毎に必要)
- ◆ 認証・登録時に「登録審査」を受審。
- ◆ 認証・登録の1年後に「中間審査」を受審。
- ◆ 認証・登録の2年後に「更新審査」を受審。
(以後、中間審査と更新審査を一年毎に受審)
- ◆ 環境活動レポートを毎年度作成。

認証・登録(認証取得)の要件

- (1) 認証・登録の対象: 法人および個人事業主等の事業者
- (2) ガイドラインを満たしたEA21システムを構築・運用継続
(登録申請には3ヶ月以上の運用実績が必要。)
- (3) 全組織が登録の対象であること。
 - ・全組織に段階的に拡大する場合には、段階的認証であることと、全社に拡大する方針とスケジュールを環境経営レポートに記載。
 - ・環境負荷の大きな組織を対象範囲から除外しない。
- (4) 全活動が登録の対象であること。
 - ・組織の本業に関わる活動は必ず対象範囲に含める。
- (5) 環境関連法規の重大な違反が放置されていないこと。
- (6) 代表者による全体の評価と見直しを行うこと。
- (7) 環境経営レポートを作成すること。

エコアクション21ガイドライン

エコアクション21ガイドライン (2009年11月環境省)

2009年版から**2017年版へ改訂** (2017年4月)

＜業種別ガイドライン＞

2009年版から
2017年版への改定

1. 産業廃棄物処理業者向けガイドライン (2019年5月)
2. 食品関連事業者向けガイドライン (2018年9月)
3. 建設業向けガイドライン (2018年9月)
4. 大学等教育機関向けガイドライン (2019年5月)
5. 地方公共団体向けガイドライン (2019年5月)

○産業廃棄物処理業者向けガイドライン適用事業者

- ・産業廃棄物収集運搬業・処分業（中間処理・最終処分業含む）
を行う事業者
- ・一般廃棄物収集運搬業・処分業（中間処理・最終処分業含む）
を行う事業者
- ・廃棄物及び再生資源の中間処理等を行うリサイクル事業者
- ・行政機関の委託を受けて廃棄物処理等の施設の運転管理
に従事する事業者

☆産業廃棄物処理業者向けG.L.が適用される事業者の取り扱い

行政の許可等を受けていても、審査実施時点、あるいは次の更新審査実施時点までの間に、**事業実態のない活動（収集運搬実績・処理実績のない事業活動）**および**エコアクション21の活動実態のない事業活動**は、対象範囲とすることができない。

○エコアクション21建設業者向けG.L.適用事業者

- ・建設業法において、**建設工事の種類(29種類)**にある工事の完成を請け負う事業者
- ☆建設業者で産業廃棄物処理業の許可も有している事業者の取り扱い
- ・**産業廃棄物処理業の許可を有し、その活動実態がある建設業者**は、主たる活動が建設業であっても、建設業者向けガイドラインにプラスして、産業廃棄物処理業者向けガイドラインを適用し、情報公表項目の環境経営レポートへの記載は必須とする。
産業廃棄物処理業の内容が建設廃材の収集運搬業のみである場合も同様に適用する
- ・産業廃棄物処理業の許可を有していても、元請の立場で、**自らが行う工事において発生する産業廃棄物のみを取り扱い、廃棄物処理業を業として行っていない場合は**、産業廃棄物処理業者向けガイドラインは適用されない。
- ・産業廃棄物処理業の許可を有しているが、その活動実態がほとんどない建設業者は、審査員がその活動実態を確認し、産業廃棄物処理業者向けガイドラインを適用する必要がないと判断した場合は、適用しなくてもよい。

○エコアクション21 食品関連事業者向けG.L.適用事業者

- ・ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律で規定される食品関連事業者（食品の製造・加工業者(食品メーカー等)、食品の卸売・小売業者(各種食品卸、スーパー、コンビニエンスストア、百貨店等の食品の小売業等)、飲食店業(食堂、レストラン、居酒屋等)及び食事の提供を伴う事業として沿岸旅客海運業(クルーズ船等)、内陸水運業(屋形船等)、結婚式場業、旅館業(ホテル、旅館))

☆食品関連事業者で複数の業種を兼営している事業者は、食品関連事業が主要な事業か否かは関係なく、食品関連事業者向けガイドラインを適用する。

○エコアクション21 大学等高等教育機関向けG.L.適用事業者 学校教育法で規定される大学及び高等専門学校

○エコアクション21 地方公共団体向けG.L.適用事業者

地方自治法で規定される普通地方公共団体(都道府県及び市町村)、及び特別地方公共団体(特別区、地方公共団体の組合、財産区及び地方開発事業団)

＜2017年版ガイドラインで改定された基本スキーム＞

(1) 環境と経営の融合

1) 「要求事項 2. 代表者による経営における課題とチャンスの明確化」が新たに追加された。

2) 用語の変更

環境方針 ⇒ 環境経営方針

環境目標 ⇒ 環境経営目標

環境活動計画 ⇒ 環境経営計画

(2) 認証・登録制度

1) 中央事務局・地域事務局・審査員の役割・権限・責任の明確化。

・中央事務局によるトップマネジメント体制

・審査・登録料および審査費用の收受は中央事務局が行う。

2) 地域事務局のクラス別け(3区分)

3) 審査人から「審査員」へ名称変更

2017年版ガイドラインへの改訂の主なポイント

- (1) より多くの事業者に取り組んでいただくため、
 - ・ **スパイラルアップ型取組(継続的取組)**を明確に。(第1章:図3)
 - ・ 取組対象範囲の柔軟な取扱い。**[段階的認証、サイト認証]**(第2章)
- (2) より企業価値向上に資する取組とするため、
 - ・ **「代表者による経営における課題とチャンス」の明確化**を要求事項に追加し、環境経営の取組と本業との統合を図るよう求めた。(第2章)
 - ・ 環境取組の必須項目の見直し。(第2章)
- (3) より多様な関係者との対話を促進するため、
 - ・ 環境経営レポートを会社案内等と統合することを認め、中央事務局による**CO₂データベースの構築とその活用**を新たに規定。(第3章)
- (4) より制度の信頼性を高め、事業者へ質の高い支援を行うため、
 - ・ 中央事務局を核とした組織体制の構築・運用。
審査員は、組織の一員として、**事業者へ審査・指導・助言**を行う者として位置づけ。(第6章)
 - ・ ガイドラインの個別具体的な解釈、記載例、推奨事項、様々な支援活動等は、中央事務局のウェブサイト等で随時提供。(第6章)

様式5「代表者による経営における課題とチャンスの取りまとめ」

[代表者へのヒアリングに基づき、経営における課題とチャンスの取りまとめを行う。]

※本様式は、受審事業者にお渡しするものではない。
担当事務局へ提出する。

担当事務局記入欄	
受付番号	— —
受付日	20 年 月 日

代表者による経営における課題とチャンスの取りまとめ

事業者名			担当審査員氏名 (認証・登録番号)
代表者名			ヒアリング日時
事業内容等			
事業を取り巻く状況			
事業と環境とのかかわり			
経営方針			
	事業者の内部に起因するもの	事業者の外部に起因するもの	
経営における課題 (事業上の弱み、 問題点等)			
経営におけるチャンス (事業上の強み、 有利な点等)			

エネルギー使用量等環境データの提供・活用

- (1) 事業者は、原則として月別に把握・管理した各種エネルギー使用量等及び原単位の算出に必要なデータを審査員に提供する。
- (2) 審査員は、当該データを中央事務局へ毎年度報告する。
- (3) 中央事務局は、提供されたデータに基づき事業者に対して「経営に資する環境データ」を提供する

<注記>

- ・購入電力の二酸化炭素排出係数には「調整後排出係数」を用いる。
- ・審査員は、事業者から提供を受けたエネルギー使用量のデータについて、検証を行った上で中央事務局へ報告する。
- ・中央事務局は、エネルギー使用量から最新の排出係数に基づく二酸化炭素排出量を算定し、他の環境データとともに事業者へ提供する。

2017年版ガイドラインの移行期間

一般事業者	2018. 4. 1 ~ 2020. 3.31
建設業者向け	2019.10. 1 ~ 2021. 9.30
食品関連事業者向け	2019.10. 1 ~ 2021. 9.30
産業廃棄物事業者向け	2020. 4. 1 ~ 2022. 3.31
大学等高等教育機関向け	(未 定)
地方公共団体向け	(未 定)

☆ 移行期間終了時には、現地審査を終了していることが必要です。

2017年版ガイドラインへの移行措置

エコアクション21ガイドライン2009年版で認証・登録を受けている事業者様の「ガイドライン2017年版」への移行期間及び移行審査(移行措置)について (中央事務局)

基本的考え方

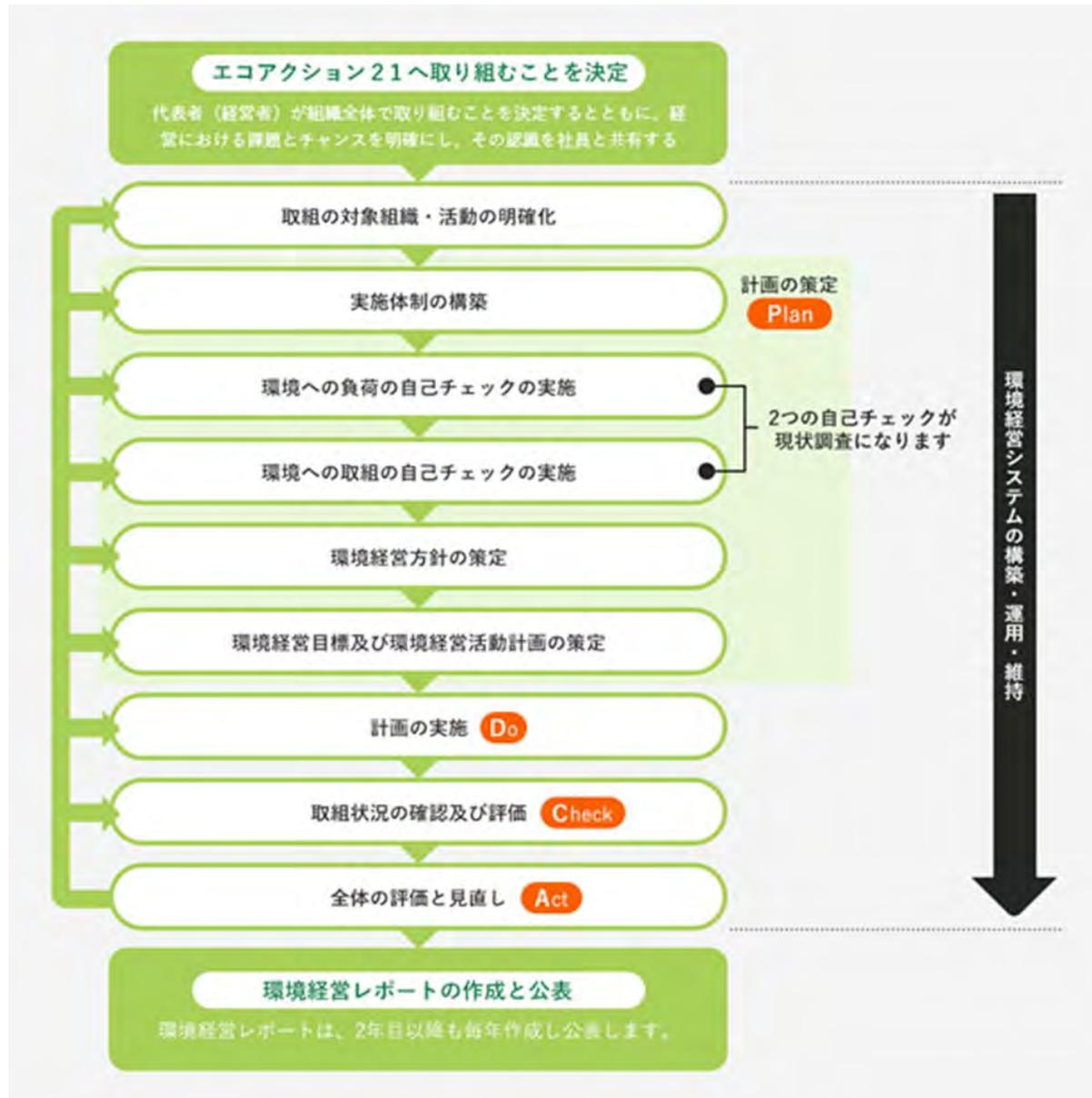
(1) 2009年版ガイドラインから2017年版ガイドラインへの移行期間 **[2年間]**

- この移行期間中に、2017年版ガイドラインによる移行審査を受審することが必要。
- 移行期間中の、2017年版ガイドラインに基づく最初の審査が移行審査。
- 2009年版での審査申込は、移行期間の前半の1年間。

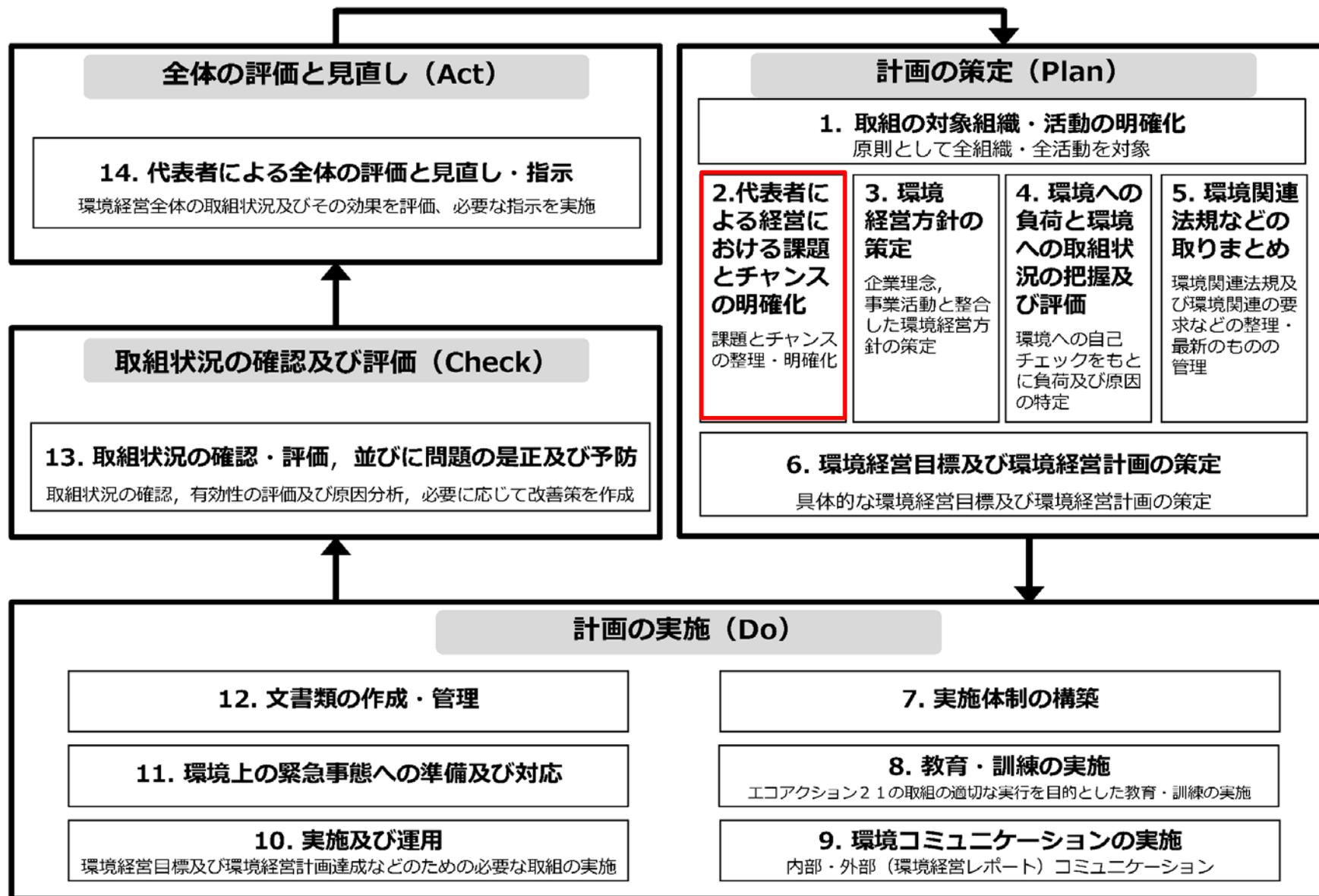
(2) 移行審査における特別措置

- ① 2017年版ガイドラインに基づく移行審査においては、2017年版で新たに追加された要求事項等について、「C判定:不適合」であっても、これを「A判定:改善事項」として取り扱う。
その改善状況については、1年後の中間審査または更新審査において確認する。
- ② なお、移行審査後の中間審査または更新審査において、2017年版に適合していない場合は、「B判定:軽微な不適合」、または「C判定:不適合」となり、指摘事項是正報告書に基づく対応が求められる。
- ③ 移行期間終了以降の審査は、すべて2017年版での審査となり、特別処置は適用されない。

エコアクション21への取り組み



エコアクション21(2017年版ガイドライン)の要求事項 [PDCAサイクル]



エコアクション21では何に取り組むか？

1. 必要な環境への取り組みと活動を規定。(必須要件)

必ず把握すべき項目

- ① 二酸化炭素排出量
- ② 廃棄物排出量
- ③ 水使用量
- ④ 化学物質
- ⑤ 建設業：資源等使用量
(主な建設資材)
- ⑥ 食品廃棄物等の発生量
(および、再生利用等実施率)
- ⑦ 受託した産廃の処理量



必ず取り組む活動

- ① 二酸化炭素排出量削減
(省エネルギー)
- ② 廃棄物排出量削減(リサイクル)
・食品循環資源の再生利用実施率の向上
- ③ 水使用量削減(節水)
- ④ 化学物質使用量削減または管理
- ⑤ 製品・サービスにおける環境配慮⑥

「グリーン購入」は、
2017年版GLでは外された。

2. 環境コミュニケーションに取り組むこと。

環境経営レポートの作成と公表

3カ月以上の運用実績し、認証・登録の申し込み。

環境への負荷の自己チェック

[◎:必ず把握する項目]

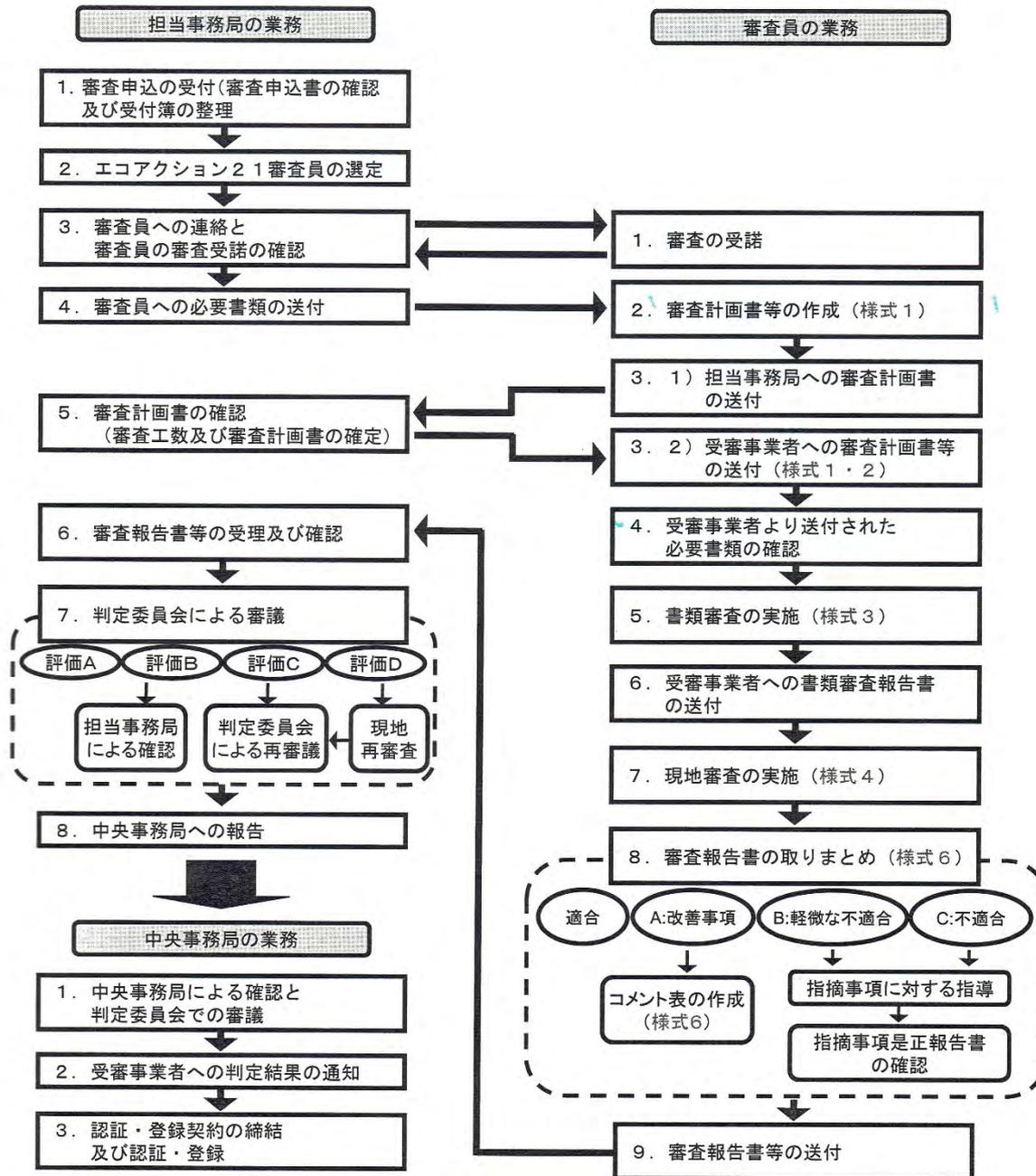
 インプット	事業活動の マテリアルバランス	 アウトプット
<ul style="list-style-type: none"> ◎エネルギー使用量 ○物質使用量¹⁾ ◎水使用量 ◎化学物質使用量 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 事業活動 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> (製造業的機能) (非製造業的機能) </div> <p>注2) (産廃処理業者) ◎受託した産業廃棄物の 収集運搬量・処分量等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○総製品生産量、または販売量²⁾ ◎温室効果ガス排出量 (二酸化炭素排出量など) ◎廃棄物排出量²⁾ および廃棄物最終処分量 ○総排水量 (食品関連事業者) ◎食品廃棄物等発生量および 食品循環資源の再利用等実施率 (産廃処理業者) ○再生資源化量
<p>注1) 建設業者:資源等使用量 食品関連:原材料等使用量</p>		<p>注3) 建設業者:建設副産物等排出量</p>

ガイドライン別表 環境への負荷の自己チェック表

認証・登録までの流れ



エコアクション21登録審査のフロー図（2017年版ガイドライン）



審査および認証・登録に必要な費用 (1)

(製造業・建設業・修理工場・廃棄物処理業等、比較的環境負荷が大きい事業所) [万円]

従業員数		初年度 (登録)	2年目 (中間)	3年目 (更新)	4年目 (中間)	以降
10人以下	審査料	10	10	10	5	更新・中間 を繰り返し
	登録料	5		5		
	合計	15	10	15	5	
11人以上 ~ 30人以下	審査料	10	10	10	5	
	登録料	10		10		
	合計	20	10	20	5	
31人以上 ~ 60人以下	審査料	12.5	10	10	5	
	登録料	10		10		
	合計	22.5	10	20	5	

※従業員数には、正規職員だけでなく、パート・アルバイト等も含まれる。

※審査費用には別途旅費・宿泊費がかかる。審査するサイトが増えると審査料が増加する。

※消費税が別途かかる。

審査および認証・登録に必要な費用 (2)

(サービス業・流通業・事務所等、比較的環境負荷が小さい事業所)

[万円]

従業員数		初年度 (登録)	2年目 (中間)	3年目 (更新)	4年目 (中間)	以降
10人以下	審査料	10	10	10	5	更新・中間 を繰り返し
	登録料	5		5		
	合計	15	10	15	5	
11人以上 ～ 60人以下	審査料	10	10	10	5	
	登録料	10		10		
	合計	20	10	20	5	
61人以上 ～ 100人以下	審査料	12.5	10	10	5	
	登録料	10		10		
	合計	22.5	10	20	5	

※従業員数には、正規職員だけでなく、パート・アルバイト等も含まれる。

※審査費用には別途旅費・宿泊費がかかる。審査するサイトが増えると審査料が増加する。

※消費税が別途かかる。

エコアクション21 認証・登録証

認証・登録証

認証・登録を受けると、認証・登録証が交付されます。

IPSuS

ea
エコアクション21

認証・登録証

認証・登録番号 0000000

認証・登録事業者 ●●●株式会社
東京都●●区1-2-3

事業活動 ●●の卸売・小売

対象事業所 本社・工場

認証・登録日 2015年7月10日

有効期限 2017年7月9日

上記事業者は「エコアクション21ガイドライン2009年版」(環境省)の
要求事項に適合していることを証します。

一般財団法人 持続性推進機構
理事長 安井 至



認証・登録を受けた事業者は、会社案内、パンフレット、名刺等にロゴマークを使用することができます。

EA21 認証・登録の審査期間

	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月
審査申し込み				
書類審査				
現地審査				
判定委員会			地域事務局 	中央事務局 



認証登録

審査申し込みの後、審査期間中に審査員の助言を受けて、
認証登録レベルまで修正や追記ができる。

認証・登録への近道は、審査の申し込み！！

エコアクション21の普及推進 (認証・登録のお手伝い)

1. コンサルタントによる個別指導
2. エコアクション21普及プログラム(中央事務局)
 - ① 関係企業グリーン化プログラム
 - ② 自治体イニシアティブ・プログラム
3. セミナー・講習会の開催
 - ① 普及セミナー(毎年7月、千葉商工会議所会議室)
 - ② 地域普及セミナー
4. 無料個別相談会(地域事務局主催)
日時:毎月第2水曜日午後(電話予約)
場所:一般財団法人千葉県環境財団 会議室
5. 審査員による指導・助言(書類審査、現地審査)
6. 環境省 Eco-CRIP補助事業

第22回 環境コミュニケーション大賞（環境活動レポート部門）受賞一覧

募集期間：2018年10月5日～11月5日

受賞作決定：2019年2月8日（表彰式2019年2月20日）

【大賞（環境大臣賞）】（1点）

	来ハトメ工業株式会社	埼玉県	製造業	35人
--	------------	-----	-----	-----

【優秀賞（地球・人間環境フォーラム理事長賞）】（40点）

	株式会社神戸ポートリサイクル	兵庫県	廃棄物処理	21人
	コムパックシステム株式会社	長野県	製造業	37人
	株式会社セリタ建設	佐賀県	建設業	30人
	東洋冷蔵株式会社	東京都	製造業	1135人

【優良賞（審査委員長賞）】（22点）



まとめ

「エコアクション21」は、

- 何をしたらよいか分かりやすい環境経営システム
(実施すべき必須テーマが決まっている。)
(どこまでやればよいかは事業者の判断)
- 審査時に不備があっても指導を受けながら改善できる。
- システムだけでなく、省エネなどの取り組みについて助言が得られる。
- 光熱費や廃棄物費用などコスト削減になる。
- 環境への取り組みの情報公開が進み、CSRの取り組みとなる。
- 認証・取得の支援を利用することにより、システム構築から認証・登録の申し込みまで自ら構築できる。
- 審査・登録費用が手ごろ。
- ISO14001からの移行に最適。

**環境負荷とコスト削減、
企業価値の向上に、**

エコアクション21に

取り組みましょう！

ご清聴ありがとうございました。



エコアクション21とは

認証取得をお考えの方

認証・取得された
事業者の方

大手企業、自治体、
団体などの方へ

取組事例

問合せ・規程・資料

ガイドライン2017年版への
移行について



MENU

社員が誇れる企業になる 「エコアクション21」

～「環境省」策定のガイドラインに基づく「環境経営」の認証・登録制度～

全認証・登録事業者の環境経営レポートを見ることができます
現在の認証・登録事業者数 7927社



 エコアクション21中央事務局

一般財団法人 持続性推進機構 → 中央事務局について

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-14-18-4F 【アクセス】

EA21 地域事務局千葉県環境財団

<http://www.ea21-ckz.jp/>

Tel: 043-246-2082

Fax: 043-247-4152

IPSuS <http://www.ea21.jp/>



M E N U

→ エコアクション21とは

- エコアクション21に取り組むメリット
- エコアクション21の特徴
- エコアクション21の取り組み方
- エコアクション21ガイドライン
- エコアクション21の政策的位置付け

→ 認証取得をお考えの方

- 認証・登録までの流れ
- 認証・登録の費用
- 自治体による支援と優遇制度などの情報
- 金融機関によるエコアクション21の関連融資
- 環境省優良産廃処理業者認定制度（相互認証）
- よくある質問

→ 認証・登録された事業者の方

- ロゴマークのご案内
- 中間・更新審査について
- 環境経営レポートを見る
- 支援サービス

→ 大手企業・自治体・団体などの方へ

- 関係企業グリーン化プログラム
- 自治体イニシアティブ・プログラム
- Eco-CRIP補助事業

→ エコアクション21の取組事例

→ 問合せ・規程・資料

- 地域事務局の一覧（お問い合わせ）
- 審査員の検索
- 各種規程
- 各種資料
- 主な環境関連法規

→ エコアクション21～その強みと選ばれる理由～

→ エコアクション21認証・取得に向けて

→ ステップアップのためのヒント、アイデア

→ 環境省Eco-CRIP補助事業

- Eco-CRIPとはどんなプログラムか
- どんな事業者が参加できるのか
- Eco-CRIPに参加することによるメリット

→ 最新情報一覧

→ セミナー開催情報一覧

→ 審査員になるために

→ 地域事務局になるために

→ 環境関連の団体（リンク集）

→ 各種表彰制度

→ 中央事務局について

→ 採用情報

→ 審査員、地域事務局の方はこちら

→ 全国交流研修大会